

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年10月14日
【四半期会計期間】	第61期第3四半期（自平成23年6月1日至平成23年8月31日）
【会社名】	アサヒ衛陶株式会社
【英訳名】	ASAHI EITO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 町元 孝二
【本店の所在の場所】	堺市美原区小平尾451番地
【電話番号】	072(362)5235(代表)
【事務連絡者氏名】	企画管理部マネージャー 森本 安則
【最寄りの連絡場所】	堺市美原区小平尾451番地
【電話番号】	072(362)5235(代表)
【事務連絡者氏名】	企画管理部マネージャー 森本 安則
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 第3四半期 累計期間	第61期 第3四半期 累計期間	第60期 第3四半期 会計期間	第61期 第3四半期 会計期間	第60期
会計期間	自平成21年 12月1日 至平成22年 8月31日	自平成22年 12月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 6月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 6月1日 至平成23年 8月31日	自平成21年 12月1日 至平成22年 11月30日
売上高(千円)	2,224,759	2,509,961	707,205	799,225	2,972,111
経常利益又は損失() (千円)	89,737	85,000	7,980	9,912	122,026
四半期(当期)純利益(千円)	69,082	79,046	13,243	7,741	32,048
持分法を適用した場合の投資損失 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	1,483,960	1,483,960	1,483,960
発行済株式総数(千株)	-	-	14,940	14,940	14,940
純資産額(千円)	-	-	1,129,206	1,179,434	1,092,283
総資産額(千円)	-	-	1,895,226	2,019,233	1,802,790
1株当たり純資産額(円)	-	-	75.64	79.01	73.16
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	4.67	5.30	0.89	0.52	2.16
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	59.6	58.4	60.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	58,477	9,338	-	-	12,885
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	635,809	11,266	-	-	638,583
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	570,336	148,769	-	-	570,336
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	228,526	306,778	159,936
従業員数(人)	-	-	72	72	71

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第60期第3四半期会計期間及び第60期第3四半期累計期間並びに第60期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第61期第3四半期会計期間及び第61期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数(人)	72 (37)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均
人員を()内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、住宅設備機器事業の単一セグメントであり、当第3四半期会計期間の生産実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別	当第3四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)	前年同四半期比(%)
衛生機器(千円)	176,838	20.5
洗面機器(千円)	210,583	28.4
合計(千円)	387,422	24.7

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
 2. 上記の金額には、外注製品受入高が含まれております。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当社は、住宅設備機器事業の単一セグメントであり、当第3四半期会計期間の仕入実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別	当第3四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)	前年同四半期比(%)
衛生機器(千円)	263,771	8.8
洗面機器(千円)	109,868	7.2
合計(千円)	373,640	3.5

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社は大部分が見込み生産を行っているため、受注の状況については記載を省略しました。

(4) 販売実績

当社は、住宅設備機器事業の単一セグメントであり、当第3四半期会計期間の販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別	当第3四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)	前年同四半期比(%)
衛生機器(千円)	466,500	8.1
洗面機器(千円)	332,724	20.6
合計(千円)	799,225	13.0

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

- (1)当第3四半期会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、新たに発生した事業等のリスク又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。
- (2)提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社は第51期から第60期までのうち第53期を除き継続的に営業損失を計上しております。当第3四半期会計期間においては、第1四半期会計期間、第2四半期会計期間に引き続き営業利益を計上しており、通期予想においても営業利益黒字化の見込みとなっておりますが、昨年度までの実績により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等が行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

第3四半期会計期間におけるわが国経済は、電力供給の制限実施や放射能災害の拡大、欧州の財政不安等による円高進行などの影響により、経済活動の先行きへの不透明感が漂う状況の中で推移いたしました。

しかし、当社に関連の深い住宅関連業界におきましては、9ヶ月連続で増加していた新設住宅着工戸数の前年同月比率が3月に2.4%となったものの、翌月以降再び増加に転じ、7月(21.2%)、8月(14.0%)には二桁増加となるなど、明らかに持ち直しの動きがあります。また、仮設住宅復興関連の需要や、根強いリフォーム需要の支えもあり、第3四半期におきましては、売上・営業利益とも予想以上の数値を計上することができました。

当社は、約2年前より主要部品の調達をほぼ全て海外調達に切り替えており、組み立ても関西地区で行っているため、震災による生産への影響はほとんど受けておりません。第2四半期に発生した代替需要等は一旦落ち着きを取り戻していますが、全社的に震災影響の後ろ向きへの対応をする必要がなく、業務に邁進することができたおかげで、当第3四半期会計期間は売上高が前年実績を大きく上回る結果となりました。また、震災の影響による運賃面でのコストアップ等一時的な経費の増加はありますが、営業利益は確実に確保できており、コスト削減努力による収益構造改革の効果が目に見える形で現れてきております。

これは、新たな経営陣のもと、今期を「アサヒ衛陶 第2の創業」と位置付け、「START MISSION “V”」(全ての業務は黒字化に向けて)のスローガンを掲げ、衛生陶器の海外委託生産体制の移管、水栓金具の海外調達、生産拠点及び物流拠点の集約による運賃コスト削減など、積極的に改革を進めてきたことの成果であると考えております。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は799百万円(前年同四半期比13.0%増)となり、営業利益17百万円(前年同四半期は営業損失10百万円)、経常利益9百万円(前年同四半期は経常損失7百万円)、四半期純利益は7百万円(前年同四半期比41.5%減)となりました。

(2)資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期会計期間末の資産総額は2,019百万円となり、前事業年度末に比べて216百万円増加となりました。その主な要因はキャッシュ・フローの改善による現金及び預金が146百万円増加したことによるものであります。

負債につきましては839百万円となり、前事業年度末に比べて129百万円増加となりました。その主な要因は、借入金が145百万円増加したことによるものであります。

純資産につきましては1,179百万円となり、前事業年度末に比べて87百万円増加となりました。その主な要因は、利益剰余金が79百万円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の期末残高は、前事業年度末より146百万円増加して306百万円となりました。当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、47百万円（前年同四半期は17百万円の収入）となりました。これは主に売上債権の減少10百万円及びたな卸資産の減少23百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、12百万円（前年同四半期は5百万円の収入）となりました。これは主に子会社への出資による支出8百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、151百万円（前年同四半期は活動なし）となりました。これは主に長期借入れによる収入158百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究開発活動の金額は、11百万円であります。

なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

（重要事象等についての分析・検討内容）

事業等のリスクに記載した重要事象は、住宅ローン減税や住宅エコポイント等の政策的な支援の終了で、平成22年6月以来回復傾向を示していた住宅着工戸数が3月に前年同月比2.4%減少となりましたが、その後すぐに回復し、5ヶ月連続で前年同月水準を上回って推移し、7月（21.2%）、8月（14.0%）には再び二桁増加となるなど、回復は順調に進んでおります。リフォーム市場も活況であり、今後は被災地での本格的な復興需要も見込まれております。

過年度よりの対応策による一定の成果が見込める状況となり、第1、第2四半期会計期間に引き続き当第3四半期会計期間においても営業利益を計上しており、通期予想においても営業利益黒字化の見込みとなっておりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な疑義を払拭するに至っておりません。

（重要事象等を解消又は改善するための対応策）

当社は、当該重要事象を解消し、又は改善すべく次の対応策を講じる予定であります。

製造品質の向上

衛生陶器の海外生産委託先との連携を強化し、品質の向上を図ってまいります。

仕入商品のコスト削減

附属器具の海外仕入先及び仕様の見直しにより、仕入価格の一層のコストダウンを図ってまいります。

生産拠点及び物流拠点の集約化

生産拠点及び物流拠点の見直しにより、物流コストの効率化を図ってまいります。

財務体質の改善

6月に新たな運転資金として158百万円の借入を実施いたしました。また、7月には新株予約権の発行を行うなど、運転資金の改善に努めております。

販売強化

海外調達を推進し、ローコスト品のみならず中高級品に至るまで、価格競争力のついた商品の拡販と新規販路の開拓を推進してまいります。

またデザイン性の高い洗面ボウルの開発商品により、新規商材の拡販に努めてまいります。

将来のアジア地域への販路拡大の布石として、平成23年5月に設立したベトナムの販売子会社も本格稼働に向けての準備を進めております。

以上の対応策を図ることで早期に業績改善を目指していく所存であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

特記事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年10月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,940,000	14,940,000	大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 1,000株
計	14,940,000	14,940,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成23年7月14日取締役会決議(第1回新株予約権)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	303
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,030,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	92
新株予約権の行使期間	自平成23年8月1日 至平成25年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 92.5085 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 割当株式数の調整

当社が下記(注)2に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記(注)2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるた

めの基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）

の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号(2) から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2) から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所市場第二部（以下「大証二部」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発効日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使条件

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(9) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

平成23年7月14日取締役会決議（第2回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	685
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	685,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	102
新株予約権の行使期間	自平成25年3月1日 至平成28年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 105.3 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の譲渡並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成24年11月期乃至平成27年11月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載の営業利益の金額が1度でも112百万円を超過した場合、その翌日以降、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、割当日から行使期間の終期に至るまでの間に、株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社普通株式の普通取引終値が金51円(ただし、上記2に準じて取締役会により適切に調整される。)を下回った場合は、その翌日以降本新株予約権を行使することができない。

(3) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位であることを要する。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権の一部行使はできない。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発効日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年6月1日～ 平成23年8月31日	-	14,940	-	1,483,960	-	109,367

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 11,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,894,000	14,894	-
単元未満株式	普通株式 35,000	-	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	14,940,000	-	-
総株主の議決権	-	14,894	-

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式2,000株(議決権の数2個)が含まれております。

【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
アサヒ衛陶株式会社	堺市美原区小平尾451番地	11,000	-	11,000	0.07
計	-	11,000	-	11,000	0.07

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、11,866株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年12月	平成23年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	38	46	47	62	116	86	83	107	74
最低(円)	34	36	38	27	48	66	66	68	52

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	上中 康司	平成23年7月31日

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年12月1日から平成22年8月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年12月1日から平成23年8月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年12月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年12月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、OAG監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.3%
売上高基準	- %
利益基準	1.5%
利益剰余金基準	0.3%

会社間項目の消去前の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	306,778	159,936
受取手形及び売掛金	² 666,873	² 599,477
商品及び製品	365,575	328,028
その他	26,705	54,979
貸倒引当金	1,500	1,300
流動資産合計	1,364,433	1,141,121
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	204,678	215,288
構築物(純額)	13,582	15,363
機械及び装置(純額)	14,018	16,888
車両運搬具(純額)	79	127
工具、器具及び備品(純額)	10,620	8,897
土地	343,501	343,501
建設仮勘定	641	-
有形固定資産合計	^{1, 2} 587,123	^{1, 2} 600,065
無形固定資産		
投資その他の資産	5,426	6,042
投資有価証券	² 30,762	² 32,375
破産更生債権等	64,258	64,214
その他	31,488	23,185
貸倒引当金	64,258	64,214
投資その他の資産合計	62,250	55,560
固定資産合計	654,800	661,668
資産合計	2,019,233	1,802,790
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	² 120,033	² 101,725
短期借入金	² 145,514	² 145,514
1年内返済予定の長期借入金	² 63,480	-
未払金	54,913	55,676
未払費用	3,467	30,164
未払法人税等	8,733	12,988
賞与引当金	14,910	3,120
その他	17,245	28,202
流動負債合計	428,298	377,391

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年11月30日)
固定負債		
長期借入金	2 308,808	2 227,263
退職給付引当金	78,016	79,795
長期預り保証金	24,675	26,055
固定負債合計	411,500	333,114
負債合計	839,798	710,506
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,483,960	1,483,960
資本剰余金		
資本準備金	109,367	109,367
資本剰余金合計	109,367	109,367
利益剰余金		
その他利益剰余金	421,047	500,094
利益剰余金合計	421,047	500,094
自己株式	1,008	952
株主資本合計	1,171,270	1,092,280
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,362	3
評価・換算差額等合計	4,362	3
新株予約権	3,801	-
純資産合計	1,179,434	1,092,283
負債純資産合計	2,019,233	1,802,790

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)
売上高	2,224,759	2,509,961
売上原価	1,494,595	1,614,371
売上総利益	730,163	895,590
販売費及び一般管理費	816,834	805,626
営業利益又は営業損失()	86,670	89,963
営業外収益		
受取利息	8	75
受取配当金	376	356
仕入割引	6,319	5,589
デリバティブ解約益	2,926	-
役務提供料	5,915	6,443
雑収入	5,341	4,760
営業外収益合計	20,888	17,225
営業外費用		
支払利息	8,451	7,481
売上割引	9,359	8,447
雑支出	6,144	6,259
営業外費用合計	23,955	22,188
経常利益又は経常損失()	89,737	85,000
特別利益		
投資有価証券売却益	-	764
固定資産売却益	151,795	-
受取和解金	32,468	-
貸倒引当金戻入額	411	114
特別利益合計	184,675	878
特別損失		
固定資産除却損	3,004	82
投資有価証券評価損	7,481	-
賃借契約解約による原状復帰費用	8,670	-
特別損失合計	19,155	82
税引前四半期純利益	75,782	85,796
法人税、住民税及び事業税	6,700	6,750
四半期純利益	69,082	79,046

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
売上高	707,205	799,225
売上原価	464,729	517,342
売上総利益	242,476	281,882
販売費及び一般管理費	253,295	264,492
営業利益又は営業損失()	10,818	17,390
営業外収益		
受取利息	1	26
受取配当金	63	42
仕入割引	2,073	1,728
役務提供料	2,542	2,020
雑収入	3,606	607
営業外収益合計	8,286	4,426
営業外費用		
支払利息	2,337	2,871
売上割引	2,987	3,065
雑支出	123	5,968
営業外費用合計	5,448	11,904
経常利益又は経常損失()	7,980	9,912
特別利益		
受取和解金	32,468	-
貸倒引当金戻入額	85	79
特別利益合計	32,554	79
特別損失		
固定資産除却損	1,079	-
投資有価証券評価損	7,481	-
賃借契約解約による原状復帰費用	570	-
特別損失合計	9,130	-
税引前四半期純利益	15,443	9,991
法人税、住民税及び事業税	2,200	2,250
四半期純利益	13,243	7,741

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	75,782	85,796
減価償却費	38,962	21,989
貸倒引当金の増減額(は減少)	411	243
賞与引当金の増減額(は減少)	11,600	11,790
退職給付引当金の増減額(は減少)	220	1,779
受取利息及び受取配当金	385	432
デリバティブ解約益	2,926	-
支払利息	8,451	7,481
有形固定資産除却損	654	82
有形固定資産売却損益(は益)	151,795	-
受取和解金	32,468	-
有価証券売却損益(は益)	-	764
投資有価証券評価損益(は益)	7,481	-
売上債権の増減額(は増加)	84,119	67,395
たな卸資産の増減額(は増加)	127,805	37,547
仕入債務の増減額(は減少)	33,438	18,307
その他	127,933	12,408
小計	72,594	25,363
利息及び配当金の受取額	385	432
デリバティブ取引解約による受取額	2,926	-
利息の支払額	8,451	7,481
法人税等の支払額	8,977	8,975
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,477	9,338
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	20,990	9,656
有形固定資産の売却による収入	661,588	-
無形固定資産の取得による支出	9,667	-
投資有価証券の取得による支出	1,361	871
投資有価証券の売却による収入	-	7,608
その他	6,239	8,346
投資活動によるキャッシュ・フロー	635,809	11,266
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	235,570	-
長期借入れによる収入	-	158,200
長期借入金の返済による支出	434,724	13,175
新株予約権の発行による収入	-	3,801
株式の発行による収入	99,960	-
自己株式の取得による支出	1	56
財務活動によるキャッシュ・フロー	570,336	148,769
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	123,950	146,841
現金及び現金同等物の期首残高	104,575	159,936
現金及び現金同等物の四半期末残高	228,526	306,778

【継続企業の前提に関する事項】

<p>当第3四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)</p>
<p>当社は、第51期から第60期までのうち、第53期を除いて継続的に営業損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており「継続企業の前提に関する注記」を第56期より記載しております。</p> <p>しかし、当期（第61期）は、第1四半期39百万円、第2四半期32百万円、第3四半期17百万円と3四半期連続で安定的に営業利益を計上しており、通期での営業黒字がほぼ確実に見込める内容で順調に推移しております。「継続企業の前提に関する注記」については、当期が終了した時点で、通期での決算内容を十分に分析・検討し、当社の体質改善の進捗を見極めた上で、記載解消についての検討を行いたいと考えております。</p> <p>当社に関連の深い住宅関連業界では、住宅ローン減税や住宅エコポイント等の政策的な支援の終了で、平成22年6月以来回復傾向を示していた住宅着工戸数が3月に前年同月比2.4%減少となりましたが、その後すぐに回復し、5ヶ月連続で前年同月水準を上回って推移し、7月（21.2%）、8月（14.0%）には再び二桁増加となるなど、回復は順調に進んでおります。リフォーム市場も活況であり、今後は被災地での本格的な復興需要も見込まれております。</p> <p>このような環境の中、第4四半期に向けて引き続き収益性の向上を最重点課題に揚げ、下記項目を着実に実施することにより、企業体質の改善を進め、継続企業の前提に疑義を生じさせるような事象及び状況を解消してまいりたいと考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製造品質の向上 衛生陶器の海外生産委託先との連携を強化し、品質の向上を図ってまいります。 2. 仕入商品のコスト削減 附属器具の海外仕入先及び仕様の見直しにより、仕入価格の一層のコストダウンを図ってまいります。 3. 生産拠点及び物流拠点の集約化 生産拠点及び物流拠点の見直しにより、物流コストの効率化を図ってまいります。 4. 財務体質の改善 6月に新たな運転資金として158百万円の借入を実施いたしました。また、7月には新株予約権の発行を行うなど、運転資金の改善に努めております。 5. 販売強化 海外調達を推進し、ローコスト品のみならず中高級品に至るまで、価格競争力のついた商品の拡販と新規販路の開拓を推進してまいります。 またデザイン性の高い洗面ボウルの開発商品により、新規商材の拡販に努めてまいります。 将来のアジア地域への販路拡大の布石として、平成23年5月に設立したベトナムの販売子会社も本格稼働に向けての準備を進めております。 <p>なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第3四半期累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、当社は、各支店等の不動産賃借契約に基づく、退去時の現状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)
1. たな卸資産の評価方法	当第3四半期会計期間末のたな卸高の算出に関しては、実地たな卸を省略し、前事業年度末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
2. 固定資産の減価償却の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)
法人税等の算定方法	当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末 (平成22年11月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、671,326千円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、655,075千円であります。
2 担保に供している資産 次のものは、短期借入金145,514千円及び長期借入金372,288千円(1年以内に返済予定の長期借入金63,480千円を含む)、買掛金13,944千円の担保に供しております。	2 担保に供している資産 次のものは、短期借入金145,514千円及び長期借入金227,263千円、買掛金23,501千円の担保に供しております。
受取手形 123,236千円(帳簿価額)	受取手形 123,524千円(帳簿価額)
建物 198,972千円(")	建物 208,739千円(")
土地 339,649千円(")	土地 339,649千円(")
投資有価証券 30,201千円(")	投資有価証券 25,709千円(")
合計 692,060千円(")	合計 697,623千円(")

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
運賃及び運送保険料 114,814千円	運賃及び運送保険料 131,677千円
給与手当 229,715	給与手当 212,357
賞与手当 21,561	賞与手当 18,229
賞与引当金繰入額 13,870	賞与引当金繰入額 13,870
退職給付費用 12,774	退職給付費用 11,435
福利厚生費 48,009	福利厚生費 44,615
賃借料 58,000	賃借料 48,970
旅費交通費 50,931	旅費交通費 53,552
減価償却費 37,046	減価償却費 20,329
メンテナンス費 22,313	メンテナンス費 47,891

前第3四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
運賃及び運送保険料 35,064千円	運賃及び運送保険料 42,465千円
給与手当 73,021	給与手当 71,758
賞与手当 111	賞与手当 -
賞与引当金繰入額 10,400	賞与引当金繰入額 10,360
退職給付費用 2,581	退職給付費用 1,843
福利厚生費 14,537	福利厚生費 14,899
賃借料 16,679	賃借料 18,133
旅費交通費 17,885	旅費交通費 19,114
減価償却費 11,333	減価償却費 7,801
メンテナンス費 4,106	メンテナンス費 8,127

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年8月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年8月31日現在) (千円)
現金及び預金 228,526	現金及び預金 306,778
現金及び現金同等物 228,526	現金及び現金同等物 306,778

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年8月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年12月1日至平成23年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,940,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 11,866株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 平成23年新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 3,030,000株

新株予約権の四半期会計期間末残高 1,540千円

(2) ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 2,260千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年8月31日)

現金及び預金及び長期借入金が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	306,778	306,778	-
(2) 長期借入金	372,288	372,288	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

当第3四半期会計期間に借入れを行った借入金残高については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、また、既存の借入金残高については、現在返済条件見直し中のため時価の算出が困難なことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年8月31日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年8月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自平成21年12月1日至平成22年8月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年12月1日至平成23年8月31日)

該当事項はありません。

前第3四半期会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)

当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社執行役員 5名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 685,000株
付与日	平成23年8月1日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。 新株予約権の相続はこれを認めない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成25年3月1日至平成28年7月31日
権利行使価格(円)	102
付与日における公正な評価単価(円)	3.3

(資産除去債務関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年8月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社においては、住宅設備機器事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末 (平成22年11月30日)
1株当たり純資産額 79.01円	1株当たり純資産額 73.16円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 4.67円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 5.30円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	69,082	79,046
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	69,082	79,046
期中平均株式数(株)	14,779,098	14,928,576
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前会計年度末から重要な変動があったものの概要		第1回新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

前第3四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 0.89円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 0.52円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	13,243	7,741
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	13,243	7,741
期中平均株式数(株)	14,929,299	14,928,174
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前会計年度末から重要な変動があったものの概要		第1回新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(リース取引関係)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月13日

アサヒ衛陶株式会社
取締役会 御中

O A G 監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 浩 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 土井 一史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアサヒ衛陶株式会社の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの第60期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年12月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アサヒ衛陶株式会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第51期から第59期までのうち第53期を除き継続的に営業損失を計上している。また当第3四半期会計期間においても、引き続き営業損失を計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映していない。
2. 「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は従来、商品及び製品の評価方法について、先入先出法による原価法（収益低下による簿価切下げの方法）によっていたが、第1四半期会計期間より、移動平均法による原価法（収益低下による簿価切下げの方法）に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月14日

アサヒ衛陶株式会社
取締役会 御中

O A G 監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 今井 基喜 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 浩 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 土井 一史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアサヒ衛陶株式会社の平成22年12月1日から平成23年11月30日までの第61期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年12月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アサヒ衛陶株式会社の平成23年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第51期から第60期までのうち第53期を除き継続的に営業損失を計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。